（届出事項等）

第五十八条　法第九十七条第十二号の主務省令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものを除く。）で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　組合が第九条に規定する会社のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（組合の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

四　［略］

［号を削る。］

五　［略］

［号を削る。］

六　その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかな場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第九十七条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

七　農業協同組合連合会又はその子会社が、他の会社（外国の会社、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該農業協同組合連合会の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

［号を削る。］

八　農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

九　農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する子会社対象会社（当該農業協同組合連合会の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となった場合

十　農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する認可対象会社（当該農業協同組合連合会の子会社を除く。）又は農業協同組合連合会の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となった場合（前号に該当する場合を除く。）

十一・十二　［略］

［十三～十七　略］

［2～4　略］

5　第一項第八号に掲げる場合において、法第十一条の六十六第一項第六号から第八号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第六号に規定する特定子会社は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

6　第一項第七号から第十号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

（届出事項等）

第五十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　組合が第九条に規定する会社又は第十九条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第五号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

四　［同上］

五　特殊関係者がその業務内容を変更することとなった場合

六　［同上］

七　農業協同組合連合会が前号に規定する子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

八　その子会社が名称、主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十七条第七号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第八号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

九　農業協同組合連合会又はその子会社が、第四十一条第一項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十　農業協同組合連合会又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十一　農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

十二　農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を有する会社（当該農業協同組合連合会の子会社を除く。）がその業務内容を変更することとなった場合

［号を加える。］

十二の二・十二の三　［同上］

［十三～十七　同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］